

認定制度による医療法人移行の判断をサポート!!

## 新税制対応!!

# 事業承継からみた 医療法人の移行判断

## Q&A

著者／MMPG (メディカル・マネジメント・プランニング・グループ)

A5判・定価 (本体3,200円+税) 送料300円 ※送料は平成26年12月時点の料金です。

- ◆ 相続の不安を抱える“持分あり”医療法人→“持分なし”医療法人への円滑な移行を目的にスタートした認定制度の仕組み、移行計画、申請手続、認定法人に限り適用できる相続税・贈与税の納税猶予制度を徹底解説!!
- ◆ 移行に当たっての贈与税課税の判断基準とされる「負担が不当に減少する」要件を紐解き、贈与税の負担なく移行できる方法をナビゲート!!
- ◆ 第五次医療法改正以降の“持分なし”医療法人の形態 (出資額限度法人、基金拋出型医療法人、社会医療法人、特定医療法人) を整理。移行に当たってのメリットやデメリット、課税上の問題……等々を分かりやすく解説!!

### 「はじめに」より

政府は、医療法人の任意の選択を前提として、「持分あり」から「なし」への移行を促進するため「新医療法人 (持分なし法人) への円滑な移行促進策」として「認定医療法人制度」を改正法により平成26年10月1日から3年間の時限措置として制度化した。

具体的には、認定医療法人となった場合には、個人の持つ「持分」に対する相続税や贈与税が3年以内の移行期限内は納税猶予され、移行期限内に「持分なし」に移行 (出資者は持分放棄) した場合には、これら個人の税を免除するというものである。平成26年10月1日以後開始の相続等に適用される。

また、医療法人の合併では「医療法人社団」と「医療法人財団」の合併ができることとされた。このような新たな環境下でも、経過措置

(型)医療法人の事業承継を円滑に進めるために、任意とされる「持分なし」への移行をするべきか否かの判断は容易ではない。出資者は「持分」という財産を失う。また、税制・融資の支援措置にも条件はある。さらに移行時の医療法人に対するみなし贈与課税 (相法66④) 問題もある。これを回避するため特定医療法人や社会医療法人に移行するにも厳しい条件が付される。

そこで本書では、事業承継に際し経過措置 (型) 医療法人が持分なしに移行する際の判断ポイントを制度や手続き、課税問題、さらには医療法人の形態を交えて解説することとした。本書が移行判断の一助としてお役に立てれば幸いとする。

平成26年12月

MMPG理事長 青木恵一

# 目次

## 第1章 持分なし医療法人への円滑な移行促進策 (認定医療法人制度)と税制・融資支援措置

- Q 1-1 持分なし医療法人への円滑な移行促進策と認定医療法人制度
- Q 1-2 税制支援措置創設の目的と概要
- Q 1-3 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除
- Q 1-4 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除
- Q 1-5 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例
- Q 1-6 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除制度
- Q 1-7 医療法人の持分についての相続税の税額控除
- Q 1-8 認定医療法人の活用

## 第2章 持分なしへの移行手続きと課税問題

- Q 2-1 医療法人の類型と持分について
- Q 2-2 持分なし医療法人への移行の手続き
- Q 2-3 持分なし医療法人への移行時の課税問題
- Q 2-4 「負担が不当に減少する」とは
- Q 2-5 医療法人の「運営組織が適正」であるとは
- Q 2-6 「特別の利益を与えること」の具体例
- Q 2-7 贈与税課税の場合の納税義務発生時期や贈与財産の種類・評価法
- Q 2-8 贈与税課税の場合の贈与税の計算や申告納税

## 第3章 第5次医療法改正以降の医療法人の形態と留意点

### <経過措置医療法人(出資額限度法人を含む)>

- Q 3-1 経過措置医療法人の概要
- Q 3-2 「経過措置」の及ぶ範囲
- Q 3-3 経過措置でいう「当分の間」とは
- Q 3-4 出資額限度法人の概要
- Q 3-5 出資額限度法人移行時の課税問題
- Q 3-6 相続税対策としての出資額限度法人への移行の是非
- Q 3-7 社員が退社し出資払込額の払戻を受けた場合の課税上の取扱い
- Q 3-8 社員死亡による退社時の課税上の取扱い

### <基金拠出型医療法人>

- Q 3-9 基金拠出型医療法人と「基金」
- Q 3-10 基金として金銭以外の財産を拠出する場合
- Q 3-11 基金の返還と代替基金
- Q 3-12 基金の貸借対照表の区分表示
- Q 3-13 基金制度を採用した際の税務当局への届出
- Q 3-14 経過措置医療法人が基金拠出型医療法人へ移行する場合の手續と課税問題

- Q 3-15 基金拠出型医療法人の税務上の取扱い

### <社会医療法人>

- Q 3-16 社会医療法人の概要
- Q 3-17 社会医療法人の認定要件
- Q 3-18 社会医療法人の認定申請手續と登記
- Q 3-19 社会医療法人の収益業務
- Q 3-20 社会医療法人が作成する事業報告書等
- Q 3-21 社会医療法人への公認会計士等の監査
- Q 3-22 社会医療法人債
- Q 3-23 社会医療法人の税務
- Q 3-24 経過措置医療法人が社会医療法人へ移行する場合の課税問題
- Q 3-25 経過措置医療法人が社会医療法人へ移行する場合のメリット・デメリット

### <特定医療法人>

- Q 3-26 特定医療法人の概要
- Q 3-27 経過措置医療法人が特定医療法人へ移行する場合のメリット・デメリット
- Q 3-28 特定医療法人の承認基準
- Q 3-29 特定医療法人の役員の基本
- Q 3-30 特定医療法人の承認申請
- Q 3-31 特定医療法人の承認取り消し
- Q 3-32 特定医療法人の組織運営
- Q 3-33 特定医療法人の定期提出書類

## 第4章 医療法人の合併と解散(略)

## 第5章 平成26年10月1日以降の事業承継の選択肢の検討

## 第6章 参考資料

## 著者紹介

### MMPG (メディカル・マネジメント・プランニング・グループ)

- 医療・福祉に精通した経営支援の専門家集団
- 前理事長の川原邦彦(平成17年4月逝去)が職業会計人17名を発起人として1985年(昭和60年)4月に創設。現在、北海道から九州までをネットする日本最大級のコンサルタントグループへと成長をとり、会員数は準会員を含めて約4,800名。
- 事務局:東京都中央区銀座8丁目11番11号 TK銀座8丁目ビル2F  
TEL 03-5537-3411 FAX 03-5537-3412 URL <http://www.mmpg.gr.jp>

商品に関するご照会・お申し込みは

フリーコール(通話料無料)  
電話受付時間:平日9時から17時

TEL: 0120-953-431  
FAX: 0120-953-495

Web  
サイト

URL: <http://gyosei.jp>

キリトリ線

申  
込  
書

## 新税制対応!! 事業承継からみた医療法人の移行判断Q&A

部

A5判・定価(本体3,200円+税)送料300円 コード 5108115-00-000 医療法人移行Q&A

◎上記のとおり申し込みます。

平成 年 月 日

御住所(〒 — )

[社費・公費・私費]

フリガナ  
御氏名

Ⓜ

TEL

e-mail

@

※送料は平成26年12月時点の料金です。

※お客様の個人情報は、契約の履行、弊社からの商品・サービスのご案内以外の目的には使用いたしません。



株式会社  
ぎょうせい

本社 東京都中央区銀座7-4-12 104-0061  
本部 東京都江東区新木場1-18-11 136-8575  
TEL: 0120-953-431 / FAX: 0120-953-495

URL: <http://gyosei.jp>

(H26.12)

ISBN978-4-324-09915-5 コード 5108115-00-000 医療法人移行Q&A

●取扱者